

# 知財アレルギーへの レクイエム

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson15 : 信用毀損行為(2)

中川 淨宗

## 5. 第3の要件

 皆さんこんにちは。11月に入り紅葉も色付いてきました。

知的財産の「永遠の吟遊詩人 (!)」  
ジョングルー  
こと弁理士の中川淨宗です。

さて、9月号の本稿では、「不正競争防止法」が2条1項15号で「不正競争」として規制する「信用毀損行為」  
きよん  
について、規定の趣旨とこの行為が成立するための4つの要件のうち、2つ目までをお話しました。

 中川先生、信用毀損行為とは、次のような行為でしたね。

X社とY社が、菓子の製造販売を行うライバル企業である場合に、Y社が、そうした事実はないのに、X社の取引先のZ社に対し、「X社は有害な人工甘味料を使用して菓子を作っている」と通知するような行為です。

 さすがは前途有望な10代、抜群の記憶力ですな、ちあき 知明さん。

そして、信用毀損行為は、第1の要件が競争関係にある他人であること、第2の要件が営業上の信用を害する事実であることでした。



さすがは定年後の生活が気になる50代ですな、のりお 法雄さん。

それでは先生、信用毀損行為の残り2つの要件を教えてください。

 第3の要件は、「虚偽の事実」  
きよん  
であることです。

虚偽の事実とは、客観的・真実に反する事実のことです。よって、商品に対する正当な学術的批判や技術的批判は、虚偽の事実には当たりません。

 例えば「法雄さんは、職場でグラビアばかり見ていて、全然仕事をしていません」といったことは、客観的・真実ですから、虚偽の事実には当たりませんよね。

 ちょっと、知明さん！ 例が違います、虚偽の事実ですよ。

え〜と、冒頭のX社が実際に有害な人工甘味料を使用して菓子を作っていたとしましょう。Y社が、X社の菓子を分析してその事実を知ったため、Z社にそのことを通知しても、信用毀損行為には当たらないわけですね。

ところで先生、虚偽の事実かどうかは、どのように判断するんですか？



それは、受け手に伝達された内容が、受け手によって真実であると誤解されるか否かによって判断されます。その具体的な判断要素としては、受け手の属性、能力、予備的な知識、そして中傷が行われた状況などが挙げられるでしょう。



要するに、虚偽の事実かどうかの判断は、あくまでも相対的なものだということです。

ですから、同じ内容が伝達されたとしても、誰が受け手なのかといった諸事情を考慮すると、虚偽の事実になったりならなかったりするわけです。



冒頭の例でいえば、Z社が、菓子事業を長年営んでおり、X社とも長年取引をしているのなら、Y社による中傷を真実であると誤解する可能性は低いので、虚偽の事実にならないかもしれません。



一方、Z社が、菓子事業に参入したばかりで、X社との取引も日が浅いのなら、Y社による中傷を真実であると誤解する可能性は高いので、虚偽の事実になるでしょう。

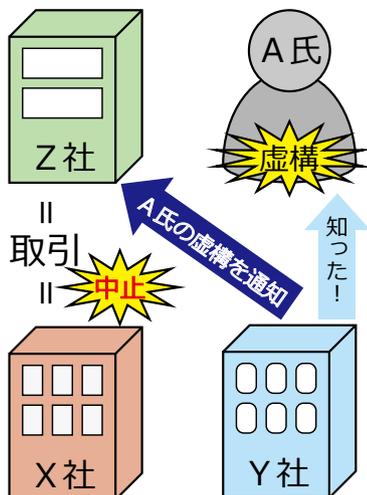
 今の話と関連しますが、「X社は有害な人工甘味料を使用して菓子を作っていると<sup>思われる</sup>」のように中傷の表現を緩和すれば、虚偽の事実当たらないのでしょうか？

 でも法雄さん、そんなことで虚偽の事実にならないのなら、「~のようだ」「~かもしれない」などの推測的な表現であれば、中傷できることになってしまいませんか？

いくら表現を緩和したところで、その実質的な内容が客観的な真実に反しているのなら、虚偽の事実該当すると思えるのが適切ですよ。

 そして、虚偽の事実、加害者による虚構なのか、それとも第三者による虚構なのかを問いません。

下図のように、A氏が冒頭のX社に対する中傷を自分のブログに書き込んだ場合に、それを知ったY社が、A氏による中傷をZ社に対して通知しても、信用毀損行為に当たります。



 特に、他人による虚構の場合は、加害者がその虚構を客観的な真実であると誤解していることがあると思います。そんな場合も、信用毀損行為に当たるのでしょうか？

 中傷の内容が客観的な真実に反することを加害者が知っていたかどうかは、信用毀損行為に当たるか否かとは関係のない問題です。

ですから、先ほどのY社がA氏による中傷を客観的な真実であると誤解しているといまいと、Z社に対して、A氏による中傷を伝える通知を行うと、信用毀損行為に該当してしまいます。

## 6. 第4の要件①

 さて、第4の要件は、以上のような虚偽の事実を「告知」または「流布」することです。

まず、告知とは、特定の他人に対して、虚偽の事実を個別的に伝えることをいいます。これに対して、流布とは、虚偽の事実を不特定人または多数人に対して知られるようなかたちで広めることをいいます。

 そうすると、冒頭のY社は、特定のZ社に対して、X社を中傷する通知を行っているため、告知していることとなりますね。

もし、Y社がX社に対する中傷を新聞や雑誌に掲載したり、Y社のブログに書き込んだりしたなら、流布を行っていることとなります。

 ただ、加害者自身が不特定人や多数人に対して虚偽の事実を直接伝えなくても、流布に該当する場合は十分あると思いますな。

つまり、冒頭の例でいえば、Y社がZ社に対してのみ虚偽の事実を知らせたとしても、それがZ社からさらに別の取引先や顧客といった不特定人や多数人に伝わることを知っていれば、流布に当たると考えられます。

 法雄さんのおっしゃることも、もっともですね。

ただ、虚偽の事実を伝える対象は、それが不特定人や多数人でなくても、特定の1人ではあるはずなのです。

つまり、流布とまではいえなくても、告知には必ず該当するわけですから、両者を厳密に区別する実益はそれほどないのかもしれませんが。

 ナルホド。しかしながら、告知と流布では、虚偽の事実が伝わる範囲が、一般に前者は狭いのに対して、後者は広いでしょうから、当然その被害の度合いは違いますな。

ですから、差止請求の対象になる行為、損害賠償請求に伴う金額の大きさ、新聞や雑誌への謝罪広告を認めるかといった信用毀損行為からの救済には影響を与えることでしょう。

 そういえば、先ほどの例からすると、告知も流布も、どのようにしてそれを行うかといった手段は問われないようですね。

つまり、Y社からZ社に対する通知について、通知書の送付といった文書による場合はもちろん、電話で話すといった口頭による場合も、身振り・手振りで伝えるといった動作による場合も、全て告知に当たります。

 加えて、先ほどの例からすると、告知も流布も、それがブログへの書き込みといった公開の場で行われたのか、それともZ社への通知といった非公開の場で行われたのかは、問題にならないようですね。

 最後に、皆さんに注意していただきたいことがあります。

それは、告知や流布の相手方は、あくまでも被害者以外の第三者であって、被害者に営業上の信用を寄せる者でなければならないということです。

つまり、競争関係にある者自身に対して、虚偽の事実を伝える行為は、信用毀損行為に当たらないのです。

 冒頭の例でいえば、Y社がZ社に対して通知することは、信用毀損行為に当たるけれども、X社に対する通知は、これに当たらないということですな。

 でも、それは当然ですね。信用とは、そもそも他人から自分が信頼できると評価されることをいいます。

X社に関する虚偽の事実をX社自身に対して告知しても、X社がZ社などの他人から得られる評価に悪影響を与えることはありませんからね。

## 7. 知的財産権の侵害の警告

 私も知財部長として、ライバルメーカーやその取引先にわが社の知的財産権を侵害している旨の警告をしたこともあれば、逆にわが社にそのような警告がされたこともあります。このような警告が信用毀損行為に当たることはありますか？

 法雄さんの今のお話は、右下の図のような問題ですね。

Y社は特許Pの特許権者であり、X社は特許Pを侵害すると思われる製品Qを製造しており、Z社はX社から製品Qを購入しているとします。

この場合に、Y社が、侵害者と思われるX社と、その取引先であるZ社に対して、製品Qが特許Pを侵害している旨を警告する行為が、信用毀損行為に当たるかという問題ですね。

 まず、特許Pが無効理由を有しない有効な権利であり、製品Qが特許Pの権利範囲に含まれるなら、X社による製品Qの製造は、実際に特許Pを侵害していることとなります。

この場合、上記の警告を行っても、虚偽の事実ではありませんから、もちろん信用毀損行為には当たりません。

 それに、さっきのお話では、侵害者と思われるX社自身に対して警告を行っても、Z社をはじめとする他人から得られる評価は下がりませんから、X社に対する警告は信用毀損行為には当たりませんね。

 つまり、特許Pが無効な権利であったり、X社が実際は特許Pを侵害していなかったりした場合に、Y社がZ社に対して警告を行うと、信用毀損行為に該当し得るのです。

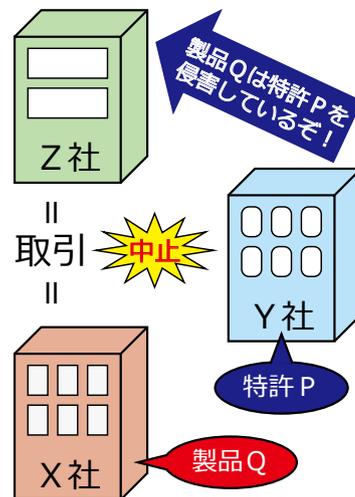
 ただ、知的財産権の侵害に関する訴訟には、一般に多大な時間、費用、労力がかかります。

Y社がZ社に警告することで、こうしたコストをかけずに、X社に侵害をやめさせたり、特許Pのライセンス契約の締結につながったりして、紛争を容易に解決できるかもしれません。

だから、取引先への警告を一概に否定することはできませんな。

 一方、取引先であるZ社は、製造者であるX社ほど、製品Qについて十分な知識を持っていないことが多いと思います。

ですから、X社が特許Pを侵害しているか否かについて、Z社が正確に判断することは難しいかもしれません。



 だから、Y社がZ社に警告を行えば、製品Qではなく代替品を取引するようにZ社を仕向け、X社に製品Qの製造販売をやめるように追い込むことは簡単なんですな。しかも、それはX社に対して、深刻な打撃を与えることになりかねません。

そうすると、取引先への警告を一概に肯定することもできませんな。

 つまり、Y社によるZ社への警告を信用毀損行為として規制すべきか否かを判断する際は、Y社に特許Pの正当な行使を躊躇させないようにする一方で、その警告によりX社の営業上の信用が不当に毀損されないようにする必要もあるのです。

その判断は、具体的には、権利者による取引先への警告が、知的財産権の正当な権利行使の一環として行われたか否かがポイントになります。

 例えば、Y社が、特許Pが無効な権利であることを知っていたり、あるいは製品Qが特許Pの権利範囲に含まれるか否かを全く調査せずに、Z社に対して警告を行えば、正当な権利行使とはいえないでしょうな。

 一方、Y社が、独自に先行技術調査を行うなどして特許Pの有効性を十分に確認するとともに、製品Qが特許Pの権利範囲に含まれることを弁理士に鑑定してもらったうえで、Z社に対する警告を行えば、正当な権利行使といえるでしょうね。

## 8. 信用毀損行為からの救済

 さて、先ほどの4つの要件を満たしたY社は、X社からの各種の権利行使の対象になりますね。

具体的には、Z社への通知を今後行わないように求める差止請求（3条）や、Z社への通知に伴ってX社が被った損害の賠償を求める損害賠償請求（4条）の対象になります。

 ただ、信用毀損行為は、他の類型の不正競争に比べると、信用回復措置請求（14条）が比較的認められやすいという特徴があります。

例えば、Y社の中傷がZ社に対してのみ行われているといった狭い範囲にとどまっているならば、Z社に謝罪文を送付させることが認められます。

 一方、Y社の中傷がZ社だけでなく、消費者に対しても行われているといった広い範囲に及んでいるならば、新聞などに謝罪広告を掲載させることも認められますな。

 そういえば、信用毀損行為は、不正競争防止法に刑罰の規定がないですね。信用毀損行為を行っても、罪には問われないんですか？

 いいえ、信用毀損行為は、刑法の信用毀損および業務妨害罪（刑233条）に当たりますから、刑法によって罪に問われることがあります。

刑法と重複する規定を置く必要はないので、不正競争防止法には刑罰の規定を置かなかったとされています。

## 9. おわりに

 会社が事業を行ううえで、信用は重要な財産の一つです。信用がなければ、誰も取引をしてくれず、事業は成り立ちませんからね。

しかも、信用を獲得するのはとても難しい反面、これを失うのは非常に簡単なことです。

 ですから、他人と競争するうえで、他人の信用を失墜させ、自分が優位に立とうとする信用毀損行為は、不正競争防止法が規制すべき典型的な不正競争の一つといえます。

 信用毀損行為は、被害者になると甚大な被害を被ってしまう一方、簡単に加害者にもなり得ます。

私も信用毀損行為が原因でリストラの対象にならないように、わが社が信用毀損行為をされないよう注意するとともに、わが社自身も信用毀損行為をしないよう十分注意します！

 （でも、リストラされないようにするなら、職場でグラビアを見るのをやめて、法雄さん自身が信用を獲得するほうが先なのでは……？）

中川 淨宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長 / 弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。メンデルスゾーンの交響曲第2番「賛歌」は、演奏の機会も録音も少ないが、ベートーベンの第9にも匹敵する超大作である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236  
URL : <http://www.ipagent.jp/index.html>  
E-mail : [customer@ipagent.jp](mailto:customer@ipagent.jp)